

令和7年 第5回白石町農業委員会総会議事録(原本)

1 開催日時 令和7年5月8日(木) 午前9時00分～午前9時53分

2 開催場所 白石町役場 3階 大会議室

3 出席委員(35人)

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均 欠席
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸 欠席	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員(2人)

6番 岩永 政幸 30番 橋口 均

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 非農地証明願いについて
- 5 農用地利用集積等促進計画(案)への意見について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第4条の規定による届出について

業務連絡事項

- 1 令和7年第6回白石町農業委員会総会の日時及び場所
 日時 令和7年6月5日(木)9時00分
 場所 白石町役場 3階 大会議室
- 2 その他

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	石田善人
	課長補佐兼農地農政係長	野中和男
	農地農政係長	前山仁美

7 その他

9 会議の概要

事務局長 それではただ今から、令和7年5月第5回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は6番 岩永政幸、30番 橋口 均委員から欠席の届けがっております。ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、8番 溝上 博信委員、9番 香月 伸幸委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 94 号 =

議長 はじめに、1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第94号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第94号、議案書1ページです。
権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として4月18日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人と譲渡人は兄弟関係にあり、申請地を譲受人が長年耕作していることから今回の申請をなされたものです。
譲受人は米、麦、大豆などを約2.4ha作付けされています。
今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転について

は問題無いと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第94号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第94号は申請どおり当委員会
において許可することに決定します。

= 議案番号第 95 号 = = 議案番号第 96 号 =

議長 続きまして、議案番号第95号、議案番号第96号については関連していますので
一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第95号、権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、3ページから5ページをご覧ください。
次に、議案番号第96号、権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、6ページから7ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として4月23日に事務局と現地確認を行いました。
譲渡人は農業をする予定もなく、高齢になってきたため、長年耕作をされている譲
受人に贈与したいとのことで申請をなされたものです。
〇〇さんは米、麦、たまねぎなど約6.2ha作付けされています。

〇〇さんは米、麦、れんこん、たまねぎなど約 5.7ha 作付けされています。

どちらも周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 95 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 95 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 次に、議案番号第 96 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 96 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 97 号 =

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 97 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 97 号、議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分としまして、①③は農用地区域内農地、②は第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、①③は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地、②は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、①③は用途区分の変更、②は既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申

請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 4 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。

農業用倉庫を建設される申請と圃場整備事業で宅地進入路を畑で換地された部分も併せて申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 97 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 97 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 98 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 98 号について事務局に説明を求めます。なお、議事参与の制限から、○番、○○委員の退室をお願いします。

事務局長 議案番号第 98 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物

販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、自宅から離れているため、隣接農地の作物の収穫作業等に必要な駐車場、資材置き場等を確保するために申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 98 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 98 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

〇〇委員の入室を許可します。

= 議案番号第 99 号 =

議長 続きまして、3「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 99 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 99 号、議案書 3 ページです。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 4 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地に農業用機械や資材を格納するハウス、資材置場を整備されるために申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者、耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 99 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 99 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 100 号 =

議長 続きまして、議案番号第 100 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 100 号、

権利の種類は、所有権移転(贈与)です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をいたします。

○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 4 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地を不足している農業用機械置場として利用するために申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地の一部を以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 100 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 100 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 101 号＝

議長 続きまして、議案番号第 101 号。本件につきましては、30a を超える農地転用で、常設審議委員会の付議事項となります。大規模な転用案件については、申請者に説明を求めることとしており、本日、お越しいただいておりますので、〇〇〇〇様の入室をお願いします。

(申請者入室)

議長 それでは、議案番号第 101 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 101 号、議案書 4 ページです。
権利の種類は、所有権移転(売買)です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地です。
農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、20 ページから 22 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 4 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人の事業規模拡大に伴い、不足する農業用資材置場や荷捌場、従業員駐車場を整備されるために申請をなされたものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者、耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。続いて〇〇〇〇様から補足説明等あればお願いします。

(申請者補足説明) 特になし

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番〇〇です。売買価格を教えてください。

事務局長 ○a 〇〇万です。

議長 他にないですか。
ないようですので採決に入ります。〇〇〇〇様の退室をお願いします。

(申請者退室)

議長 議案番号第 101 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 101 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 102 号＝

議長 続きまして議案番号第 102 号。本件につきましても、30a を超える農地転用で、常設審議委員会の付議事項となります。大規模な転用案件については、申請者に説明を求めることとしており、本日、お越しいただいておりますので、〇〇〇〇様の入室をお願いします。

(申請者入室)

議長 それでは、議案番号第 102 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 102 号。

権利の種類は、所有権移転(売買)です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、23 ページから 25 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として4月24日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、○○○○の玉葱選果場5施設を再編し、申請地に選果場と貯蔵庫を集約して整備するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。続いて○○○○から補足説明等あればお願いします。

(申請者補足説明) 特になし

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○委員 売買価格はいくらですかね。

事務局 田としてはですね、反当○○円です。道路、水路等含まれますけれども、道路水路など売買価格は、一応反当○○万ということで土地改良区の方で確認をとっております。以上です。

○委員 ○番の○○○○です。一応再編という形で計画をされていますので、施設の部分でどこを辞められるか、それと集荷の範囲、エリア集荷をどれくらいまで考えてらっしゃるかご説明をお願いします。

申請者 ○○○○の○○と言います。今回の広域再編につきましては、○○○○管内の計画としていただいております。その中で、今現在○○にある○○○○の北側になりますけれども、そこに新しい広域施設を作る。そして、今○○管内3カ所選果場がございますけれども、順に設備を取り払っていくと。そして、今現在○○の方に1ヶ所大きな選果場がございますけれども、そこをサブ施設というような所で、使用していくということで計画をしております。

あと、○○あるいは○○の選果場等ございますが、そこは全部廃止していったら、そこ1ヶ所○○○○を補っていくという計画をしているところでございます。

議長 他にないですか。
皆様方が、利用する玉葱選果ですので、分からないことがあれば。
ないようですので採決に入ります。
〇〇〇〇の退室をお願いします。

(申請者退室)

議長 議案番号第 102 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 102 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 103 号 =

議長 それでは、議案番号第 103 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 103 号、議案書 5 ページです。
権利の種類は、使用貸借権設定です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地です。
農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、26 ページから 28 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 4 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
申請地は、農業用機械や資材を置くために造成されていましたが、今回新たに農

業用倉庫を建設されるために申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 103 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 103 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 104 号 = = 議案番号第 105 号 =

議長 続きまして、4「非農地証明願いについて」を議題とします。
議案番号第 104 号、議案番号第 105 号については、関連していますので一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 104 号。

願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

申請される土地については、非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行っており、今後も再び農地として利用されることはない判断し、申請を受理しております。

次に議案番号第 105 号。

願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

申請される土地については、非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行っており、今後も再び農地として利用されることはない判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、29 ページから 31 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として4月23日に○○委員及び事務局と現地確認を行いました。
非農地証明の願い出があった土地は、平成7年の圃場整備事業によって、○○の境内地として換地されているようです。

また、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ており、周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性も無いと判断しました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○委員 ちょっと私も同じ経験をしたんですけど、○○として使われたのではということ
で、これだけの名義になっているということは、相続等々がうまくされてなく地籍
調査があったときに、こういう風に寄せられて、最終的に分けられていたと思うん
ですけど、結果的にお二方だけが非農地なんですけど、その残りの分はどういう取扱
いをされているか、ちょっとお伺いしたい。

事務局 今委員さんがおっしゃったとおり、相続等が終わってない農地が多々ありますの
で、事務局としては相続が終わって申出があったところについて随時受付をしてい
きたいと考えております。本来ならば、いっぺんに処理した方がいいだろうと事務局
でも話しておりましたけれども、相続が終わっていない件もありますので、その都度
対応をしていきたいと考えております。

議長 他にありませんか。ないようですので採決に入ります。
議案番号第104号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第104号は非農地として当委
員会で承認することに決定いたします。

議長 次に議案番号第105号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第105号は非農地として当委

員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 106 号＝

議長 続きますして、5「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」を議題とします。議案番号第 106 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 106 号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」ご説明いたします。

今回、「所有権移転」はありませんでした。

次に、「利用権設定」でございます。

1 ページから 7 ページをご覧ください。今回は 73 件が計画されており、賃借権設定が 71 件、使用貸借権設定が 2 件となっています。

区分の内訳として新規が 58 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは 20 件です。再設定は 15 件となっています。未相続農地は 8 件です。

今回の利用権の総面積は 405,126（40 万 5,126）㎡です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たしており 73 件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いします。

（委員 退室）

議長 それでは、利用権設定のうち、6 ページの整理番号 59 番から 62 番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 106 号、利用権設定のうち、6 ページの整理番号 59 番から 62 番について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 106 号、利用権設定のうち、6 ページの整理番号 59 番から 62 番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

= 議案番号第 107 ～ 114 号 =

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 107 号から 114 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 6 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 107 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東郷上の〇〇さん、小城市の〇〇さん、佐賀市の〇〇さんです。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、32 ページから 34 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 108 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇さんです。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、35 ページから 36 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 7 ページ、議案番号第 109 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、遠江上の〇〇さんです。

申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。

議案の位置図は、37 ページから 38 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 110 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。

申請理由は、離農による農地処分でございます。

議案の位置図は、39 ページから 40 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 111 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東区の〇〇さんです。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、41 ページから 42 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 112 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、江北町の〇〇さんです。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、43 ページから 44 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 113 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西南の〇〇さんです。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、45 ページから 47 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、議案番号第 114 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 1 A の〇〇さんです。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、48 ページから 49 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 107 号から 114 号でした。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第107号から114号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第107号。
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 議案番号第108号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 議案番号第109号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 議案番号第110号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 議案番号第111号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 議案番号第112号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 議案番号第113号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 議案番号第114号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いいたします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第107号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第108号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第109号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 110 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 111 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 112 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 113 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 114 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

であつせん委員をよろしくお願ひします。

議長 次に、事務局の担当職員をお願ひします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願ひします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願ひします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第 4 条の規定による届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願ひします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和 7 年 第 6 回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和 7 年 6 月 5 日 (水) 9 時 00 分

場所 : 白石町役場 3 階 大会議室

- 2 その他

総会終了後、委員会だより編集委員会をこの場所で開催します。編集委員の皆さんは、引き続き宜しくお願ひします。

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 53 分